

第19回足立区選挙管理委員会定例会

1. 日 時 令和7年10月1日(水) 午前10時
 2. 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
 3. 議 案 第51号議案 在外選挙人名簿の登録について
第52号議案 足立区選挙執行規程の一部改正について
 4. 報 告 報告第40号 子連れ投票の啓発について
報告第41号 会議等の日程について
 5. その他
-

第51号議案 在外選挙人名簿の登録について

資料1～2ページ

第52号議案 足立区選挙執行規程の一部改正について

資料3～8ページ

報告第40号 子連れ投票の啓発について

資料9ページ

報告第41号 会議等の日程について

資料10ページ

第51号議案 在外選挙人名簿の登録について

選挙人から在外選挙人名簿への登録申請を受けたので登録を行う。

事 項		男	女	計
9月16日現在の登録者数		205	293	498
9月17日から10月1日までの抹消者数		0	0	0
登録者数※1	最終住所によるもの	1	1	2
	本籍によるもの	0	0	0
登録移転者数※2		0	0	0
10月1日現在の登録者数		206	294	500

※1 海外に住んでいる選挙人（元々日本に住んでいて選挙人名簿に登録されていた方）が、現在の住まいを管轄する在外公館（いわゆる大使館または領事館のこと）の窓口で行う申請により登録されたもの。

※2 最終住所地（国外に出国する直前に有している住所地）の区市町村の選挙管理委員会に対して、国外転出届を提出した時から当該国外転出届に記載された転出予定日までの期間に申請し、選挙人名簿から在外選挙人名簿に登録を移したもの。

登録：オーストラリア1名、ロシア1名

第51号議案資料

(参考) 国別・男女別在外選挙人名簿登録者数

令和7年10月1日現在

国名等	男	女	男女計
アメリカ合衆国	41	76	117
ドイツ	10	28	38
大韓民国	4	26	30
中華人民共和国	13	15	28
オーストラリア	7	17	24
英国(イギリス)	8	15	23
タイ	12	9	21
フランス	8	12	20
シンガポール	10	9	19
ブラジル	10	6	16
カナダ	1	15	16
台湾	9	4	13
フィリピン	7	1	8
ベトナム	6	2	8
スイス	1	7	8
オランダ	2	5	7
イタリア	1	5	6
ロシア	5		5
インドネシア	3	2	5
ニュージーランド	3	1	4
マレーシア	2	2	4
エクアドル	2	1	3
ガボン	2	1	3
ベルギー	2	1	3
エジプト	1	2	3
スペイン	1	2	3
チュニジア	1	2	3
フィジー	2		2
ブルガリア	2		2
アラブ首長国連邦	1	1	2
アルゼンチン	1	1	2
ウガンダ	1	1	2
オーストリア	1	1	2
スウェーデン	1	1	2
トルコ	1	1	2
パキスタン	1	1	2
パラグアイ	1	1	2
リトアニア	1	1	2
ギリシャ		2	2
スリランカ		2	2
メキシコ		2	2
イスラエル	1		1
ウルグアイ	1		1
オマーン	1		1
カメルーン	1		1
カンボジア	1		1
ギニア	1		1
コートジボワール	1		1
コロンビア	1		1
チリ	1		1
バーレーン	1		1
パラオ	1		1
バルバドス	1		1
バングラデシュ	1		1
フィンランド	1		1
ベナン	1		1
マダガスカル	1		1
南アフリカ共和国	1		1
ミャンマー	1		1
モーリタニア	1		1
モンゴル	1		1
レバノン	1		1
アイルランド		1	1
インド		1	1
エストニア		1	1
カザフスタン		1	1
グアテマラ		1	1
ソロモン		1	1
デンマーク		1	1
ドミニカ共和国		1	1
ポーランド		1	1
ポルトガル		1	1
マラウイ		1	1
マリ		1	1
ヨルダン		1	1
	206	294	500

第52号議案 足立区選挙執行規程の一部改正について

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、令和7年政令第227号をもって、令和7年6月27日に公布、翌28日に施行されたため、当該規程の一部を改正する。

1 改正内容

(1) 選挙運動に従事する者に支給することができる額の基準

【実費弁償】

	宿泊料	弁当料	茶菓料
現 行	1夜につき12,000円 (食事料2食分を含む)	1食につき1,000円 1日につき3,000円	1日につき 500円
改正後	1夜につき23,000円 (食事料2食分を含む)	1食につき1,500円 1日につき4,500円	1日につき 1,000円
差 額	+11,000円	1食 + 500円 1日 +1,500円	+500円

【報酬】

	事務員	車上等運動員	手話通訳	要約筆記者
現 行	10,000円	15,000円	15,000円	15,000円
改正後	15,000円	20,000円	20,000円	20,000円
差 額	+5,000円	+5,000円	+5,000円	+5,000円

(2) 選挙運動のために使用する労務者に支給することができる額の基準

【実費弁償】

	宿泊料
現 行	1夜につき10,000円 (食事料を除く)
改正後	1夜につき20,000円 (食事料を除く)
差 額	+10,000円

※ 報酬額については改正なし

【参考】労務者の報酬額

基本日額 1万円

超過勤務手当 1日につき基本日額の5割

(3) その他の改正

実費弁償として航空賃を追加。

2 施行日

令和8年1月1日

足立区選挙管理委員会告示第 号

足立区選挙執行規程（平成17年足立区選挙委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第100条第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第100条第2号ア中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同号イ、ウ及びエ中「1万5,000円」を「2万円」に改め、同条第3号ア中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「第1号ア、イ及びウ」を「第1号アからエまで」に改め、同号イ中「1万円」を「2万円」に改める。

付 則

- 1 この規程は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年10月1日

足立区選挙管理委員会

足立区選挙執行規程の一部を改正する告示新旧対照表

改正前	改正後
○足立区選挙執行規程 平成17年3月15日選挙管理委員会告示第15号 足立区選挙管理委員会 改正 平成19年5月15日選挙管理委員会告示第61号 平成19年8月24日選挙管理委員会告示第100号 平成23年5月8日選挙管理委員会告示第42号 平成27年2月2日選挙管理委員会告示第2号 平成28年12月28日選挙管理委員会告示第59号 平成31年2月7日選挙管理委員会告示第4号 平成31年3月15日選挙管理委員会告示第8号 令和3年2月15日選挙管理委員会告示第2号 令和3年3月15日選挙管理委員会告示第7号 令和4年12月28日選挙管理委員会告示第36号 令和7年5月7日選挙管理委員会告示第7号	○足立区選挙執行規程 平成17年3月15日選挙管理委員会告示第15号 足立区選挙管理委員会 改正 平成19年5月15日選挙管理委員会告示第61号 平成19年8月24日選挙管理委員会告示第100号 平成23年5月8日選挙管理委員会告示第42号 平成27年2月2日選挙管理委員会告示第2号 平成28年12月28日選挙管理委員会告示第59号 平成31年2月7日選挙管理委員会告示第4号 平成31年3月15日選挙管理委員会告示第8号 令和3年2月15日選挙管理委員会告示第2号 令和3年3月15日選挙管理委員会告示第7号 令和4年12月28日選挙管理委員会告示第36号 令和7年5月7日選挙管理委員会告示第7号 令和7年 月 日選挙管理委員会告示第 号
足立区選挙執行規程 足立区選挙執行規程（平成12年足立区選挙管理委員会告示第12号）の全部を次のように改正する。 （省略）	足立区選挙執行規程 足立区選挙執行規程（平成12年足立区選挙管理委員会告示第12号）の全部を次のように改正する。 （省略）
（実費弁償及び報酬の額） 第100条 法第197条の2（実費弁償及び報酬の額）の規定により委員会が管理する選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬及び実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額は、次の各号に掲げる額以内とする。	（実費弁償及び報酬の額） 第100条 法第197条の2（実費弁償及び報酬の額）の規定により委員会が管理する選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬及び実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額は、次の各号に掲げる額以内とする。

改正前	改正後
(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額 イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額 <u>(新設)</u> ウ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額 エ 宿泊料(食料2食分を含む。) 1夜につき1万2,000円 オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円 カ 茶菓料 1日につき500円 (2) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額 ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき1万円 イ 専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき1万5,000円 ウ 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき1万5,000円 エ 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき1万5,000円 (3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃 <u>第1号ア、イ及びウ</u>に掲げる額 イ 宿泊料(食料を含まない。) 1夜につき1万円 (4) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額 ア 基本日額 1万円 イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割 付 則	(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額 イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額 <u>ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u> <u>エ</u> 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額 <u>オ</u> 宿泊料(食料2食分を含む。) 1夜につき2万3,000円 <u>カ</u> 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円 <u>キ</u> 茶菓料 1日につき1,000円 (2) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額 ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき1万5,000円 イ 専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき2万円 ウ 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき2万円 エ 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき2万円 (3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃 <u>第1号アからエまで</u>に掲げる額 イ 宿泊料(食料を含まない。) 1夜につき2万円 (4) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額 ア 基本日額 1万円 イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割 付 則

改正前	改正後
この規程は、平成17年4月1日から施行する。 付 則（平成19年5月15日選管告示第61号） この告示は、平成19年5月16日から施行する。 付 則（平成19年8月24日選管告示第100号） この告示は、平成19年8月25日から施行する。 付 則（平成23年5月8日選管告示第42号） この告示は、平成23年5月8日から施行する。 付 則（平成28年12月28日選管告示第59号） 1 この規程は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。 付 則（平成31年2月7日選管告示第4号） 1 この規程は、平成31年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。 付 則（平成31年3月15日選管告示第8号） 1 この規程は、平成31年3月15日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。 付 則（令和3年2月15日選管告示第2号） この規程は、令和3年2月15日から施行する。 付 則（令和3年3月15日選管告示第7号）	この規程は、平成17年4月1日から施行する。 付 則（平成19年5月15日選管告示第61号） この告示は、平成19年5月16日から施行する。 付 則（平成19年8月24日選管告示第100号） この告示は、平成19年8月25日から施行する。 付 則（平成23年5月8日選管告示第42号） この告示は、平成23年5月8日から施行する。 付 則（平成28年12月28日選管告示第59号） 1 この規程は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。 付 則（平成31年2月7日選管告示第4号） 1 この規程は、平成31年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。 付 則（平成31年3月15日選管告示第8号） 1 この規程は、平成31年3月15日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。 付 則（令和3年2月15日選管告示第2号） この規程は、令和3年2月15日から施行する。 付 則（令和3年3月15日選管告示第7号）

改正前	改正後
この規程は、令和3年3月15日（以下「施行日」という。）から施行する。 付 則（令和4年12月28日選管告示第36号） 1 この規程は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。 付 則（令和7年5月7日選管告示第7号） 1 この規程は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。	この規程は、令和3年3月15日（以下「施行日」という。）から施行する。 付 則（令和4年12月28日選管告示第36号） 1 この規程は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。 付 則（令和7年5月7日選管告示第7号） 1 この規程は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。 付 則（令和〇年〇月〇日選管告示第〇号） 1 この規程は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示による改正後の足立区選挙執行規程の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

報告第40号 子連れ投票の啓発について

1 子連れで投票にきた子どもに物品等を渡している区
世田谷区、中野区（2区）

	世田谷区	中野区
開始時期	R5統一選挙から	R7都議選挙から
物品	シール	紙風船
啓発要素	・シールを入れる袋に選挙名を入れている。 ・選挙管理委員会のマスコットキャラクターを使用。 ・「18歳になったら投票所で待っているよ」との文言を入れている。	・紙風船を入れる透明のビニールに明推くんのキャラクター ・18歳になったら選挙に行こうの文言を入れている。
配布枚数	1投票所300個	1投票所200個
備考	・300個配布しているが、無くなる投票所もある。 ・一般の方から「もらえないのか」との苦情がくる。 ・デザインは多摩美術大と連携している。	・無くなる投票所が多かった。 ・議会から配布方法や枚数など工夫するよう質問が出ており、次回選挙に向けて検討中。

会議等の日程について

月日(曜日)	時 間	事 項	会 場	出席者
10月 1日(水)	午前10時00分	第19回定例会	選挙管理委員会室	全委員
	午後 2時00分～午後 3時00分	足立区功労者表彰式	庁舎ホール	
10月 2日(木)	午後 2時00分～午後 4時00分 (委員長室に午後1時20分集合)	明るい選挙推進後期セミナー	天空劇場	全委員
10月 3日(金)	午後 2時15分～午後 2時45分	十一中学校職場体験 懇談会	選挙管理委員会室	-
10月11日(土) 12日(日)	午前10時00分～午後 4時00分	あだち区民まつり (A-Festa2025)	荒川河川敷 (虹の広場)	-
10月15日(水)	午前10時00分	第20回定例会	選挙管理委員会室	全委員
10月30日(木)	【理事会・研修会】 午前11時00分～午後 3時30分 【意見情報交換会】 午後 5時30分～	全国市区選管連合会理事会・研修会	【研修会】 アクリエ姫路 【意見情報交換会】 ホテルモントレ姫路	全委員
11月 4日(火)	午前10時00分	第21回定例会	選挙管理委員会室	全委員
11月 8日(土) 9日(日)	調整中	文教大学「華又祭」	文教大学	-
11月17日(月)	午前10時00分	第22回定例会	選挙管理委員会室	全委員
	調整中(午後)	足立西高校職場体験 懇談会	選挙管理委員会室	-
11月21日(金)	午後 3時30分	職員永年勤続功労者感謝状贈呈式	庁舎ホール	全委員
12月 1日(月)	午前10時00分	第23回定例会	選挙管理委員会室	全委員
12月15日(月)	午前10時00分	第24回定例会	選挙管理委員会室	全委員
12月16日(火)	午後 2時00分	全選連東京支部・特選連共催 委員・局長合同研修会	赤坂区民センター	全委員
12月18日(木)	午後 3時15分	東京都選挙事務運営協議会総会	文京区民センター	委員長
1月 5日(月)	午前10時00分 (委員長室に午前9時45分集合)	仕事始め式	庁舎ホール	全委員
	午前10時50分	事務局仕事始め式	選挙管理委員会室	全委員
	午前11時00分	第1回定例会	選挙管理委員会室	全委員
1月15日(木)	午前10時00分	第2回定例会	選挙管理委員会室	全委員
2月 2日(月)	午前10時00分	第3回定例会	選挙管理委員会室	全委員
2月 7日(土)	午後 2時00分	ポスターコンクール表彰式	竹の塚センター	全委員
2月16日(月)	午前10時00分	第4回定例会	選挙管理委員会室	全委員
3月 2日(月)	午前10時00分	第5回定例会	選挙管理委員会室	全委員
3月16日(月)	午前10時00分	第6回定例会	選挙管理委員会室	全委員
3月20日(金)	調整中	学生団体TEIGEN JR. 「モギ区長選挙」	選挙管理委員会室	全委員

※定例会・臨時会は、開始30分前までに委員長室にお集まりください。

※日程は変更や追加になる場合がございますので、ご了承ください。